

パネルディスカッション

コーディネーター

(財)山梨総合研究所専務理事

早川源氏

パネラー

京都大学大学院経済学研究科教授

植田和弘氏

早川町長

辻一幸氏

山梨県中小企業団体中央会会長

宮川睦武氏

東京地方税理士会山梨県会会長

羽田淳之介氏

桂川・相模川流域協議会代表幹事

河西悦子氏

(早川)

早川でございます。第2部ということでこれから先生方の意見を伺いながら進めて参りたいと思います。まず、最初にただ今植田先生の方から水と森を守っていくための基本的な考え方、費用負担をどうしていくかということについての基本的な考え方についてお話が頂けたと思います。先生のお話にもありましたけれども、ロシアの批准によりまして、いよいよ京都議定書が発効するということになりました。環境省では環境税というものを創設しようということで動き出しております。今日は水の話でございますが、今年の夏に、実は中国の西域トルファンやウルムチ、敦煌の方に行ってきました。その中で非常に驚いたことが2つありました。1つはウルムチとトルファンの間の約180km位の砂漠地帯ですけれども、ここに風力発電の装置、風車が1,500基設置されてあります。この1,500基でウルムチの人口140万人の大都市でございますけれども、この電力を全てまかなっていると聞きました。1,500基の風車というのを見て壮観だったわけですが、中国の一番奥の方にまさかこういう物があるとは夢にも思っていませんでしたので非常に驚きました。もう一つはカレーズとか、向こうではカナートと言っているのですが、地下水道です。天山山脈の下に孫悟空が活躍した火焰山という山があって、そこから砂漠がつながっているのですが、そこへ浸透してきた地下水を、井戸を掘って行ってそれをつなげているという。あれを見たときにまさに人間は水がなければ生きていけない、そこにもすごいエネルギーをかけているなということ、そのすさまじい労力・エネルギーのかけ方に非常に驚いたのです。

幸い山梨県は、先程お話がありましたように県土の8割が森林ということで、富士川、多摩川、相模川というこの大きな3つの川の源流県でもあるということで、水には大変恵まれた県だと思うわけです。ただそうは言いますが、この森林と水というのは有限の資源でありまして、この資源をどう守っていくか、もう1つは山梨県にとっては非常に戦略的な資源でもあるという位置づけだと思います。この戦略的資源でもあり有限の資源でもある水と森をどう守っていくかというのは、逆にいうとまたそれを保全する責務を我々は負っているということになるわけです。よく宮川会長が新聞に書かれていますけれども、この貴重な資源を子や孫に継承していくということが、このことについては誰も反対はない皆賛成だろうと、ただどういうやり方で保全をしていくとか費用の負担をどうするかと、役割分担、連携というところになりますと、それぞれの立場で多少見解の違いはあると思います。ただし、この資源を守っていくということについて反対する人は1人もいないだろうと思っております。それで保全をしていくために検討しなければならない事項というのが、大きく分けて4点くらいあるのではないかと私は考えています。その1点は県民、この源流県の山梨の県民に理解してもらわないとならない。と同時に内陸県でありますので下流に東京、神奈川、静岡という都県がありますから、この下流域の住民の皆様にも理解してもらおうような、地域ビジョンというものがなければ多分駄目だと私は思います。この下流域の住民が共通認識を持てるようなものを用意していかなければならない、というのが1点。それからもう1つは合意形成の話だと思いますが、住民、事業者、行政というところでいろいろ課題が出てくるわけですが、それを明らかにして合意形成をどう図っていくか、費用負担についても当然ですが、合意形成をどう図ろうかというのが課題であろうと思います。それから3点目は、例えば財源が確保できた時にそれをどう使っていくのか、使途、これを明確にしないと多分合意形成もできない。ということにつながるのだらうと思いますけれども、使途を明確にして優先順位をどうするかということをやはり明らかにしていかなければならない。4点目は、結果として、かけた費用に対してどの程度の効果が出てきたのかという評価の問題、測定とか評価という問題が出てくると思います。やりっ放しというわけにはいかない。この4点ぐらいが、水を守っていくうえで検討しなければならない項目ではないかと思います。ただ今日は限られた時間でございまして約1時間半くらいしか時間がございません。この中で、水、森を守っていくため

の役割分担だとか連携、費用負担のあり方、というところに論点を絞って進めていきたいと思えます。まず最初に、ここに先生方がおりますので、植田先生は講演を頂戴いたしましたので、辻町長の方からお持ちのお考えを述べて頂きたい。まず最初に辻町長にお聞きしたいのは、早川町は、過疎地であり山を持った町です。早川町に行きますと管理放棄された民有林が沢山あるのではないかと思うわけです。それから県有林が山梨県は非常に多いわけです。県有林についても不採算というような問題を抱えているわけです。水の問題になりますと、水源林のかん養ということも保全ということもあるのですが、早川町に行きますと簡易水道を使っていて自分たちが飲む水を確保するために非常に苦勞しているのです。下流域の人たちの水の確保ということもさることながら、自分たちの水を確保するということが大変苦勞しているということです。どんなことをしているかというところは何回ですか回数はよく知りませんが、早川町から出た人たちがみんな村に帰ってきて、水源のあるところをきれいにするという作業を定例的にずっとやっているのです。そして自分たちの水を確保するという大変な苦勞をされています。これは高齢化が進んでいる中で、どうしても町から出た人まで呼んできてやらないとできない、というような状況にあるわけです。そういう中で山をどういうふうにして守っていったらいいか、保全のための役割分担、連携というような点でお話を1つ聞きたいと思えます。それからもう1点ですが、早川町では森林環境保全基金を創設された。これはまだ作られたばかりですので、内容的にこういう成果が上がっているというところまでいかないかもかもしれませんが、趣旨等についてのお話を伺いたい。そしてもう1つは、先程紹介がありましたとおり、全国森林環境水源税創設促進連盟の副会長をされているということでございますので、この連盟では全国森林環境水源税の創設を提唱されておられるわけです。この点についてもちょっと触れて頂きたいと思えます。

(辻)

早川町は、皆様のご存じのとおりでございます。山ばかりの地域ですが、県土の約9%、370Km²、南アルプスのここから西を見ると北岳や間ノ岳や農鳥岳が県境に並んでおりますが、その県境と甲府盆地では、櫛形山から富士見山山系に連なる山々の間の早川の溪谷の中にある溪谷の名前をとった町です。町とは名ばかりで、全く寒々しい山村といってもいいと思うわけでありまして。先程植田先生の話にもあったように、この価値ある森林資源が経済効果と並立しなくて、まさに山や森林が手つかずで、しかも地域は過疎化、高齢化、少子化というような大きな流れの中で今日があるという町です。けれども、そうは言っても住んでいる住民は一生懸命に地域を愛しながら、この窮状をなんとかしていかねばならないと、こういう意気で全ての住民が燃えている町であります。水道関係なども広域でとても作れる地域ではありません。南北に38Km東西に16Kmという、今町村合併でよそがわいておりますけれども、今度北杜市が誕生すると山梨県で2番目になりますけれども、町の面積は全国3,200の中で140番台にあるという厳しい地形と広い面積の地域で、集落は37の集落がそのアルプスの村の中に点在しているというところになります。水道なども広域的にはとても作れませんので、集落ごとに簡易水道の制度をもらいながら私も飲み水を飲んでいるわけでありまして。この水については、下流の人たちが飲むような不味い水ではなくて、苦勞はしながらも美味しい自然の水をみんなが水源地を守りながら飲んでいられる、そういう点が上流域に住む者の苦勞でもあり、豊かさでもあるような気がするわけではあります。けれども、それらをやはり守っていくとしたら集落ごとの水道組合があり、それを維持しながら、なお年2回くらい水源地の確保、水源地の清掃などをして、良い水にして家庭に送り込んでいくということになります。その作業をする時は、他出している人も来ないとそういう作業が、環境整備の作業ができませんので、それぞれの集落のみなさんは、出ている人たちに声をかけて、協同作業をするときには遠くにいる人たちも帰ってきて、共に水源を守るといふ努力をしているという

ことが先程の第1点の質問になります。

2番目の話になりますけれども、町では今年の4月から緑のダム造成基金「早川町森林環境保全基金」を基金条例を作って、荒れている山を少しでも地元の手を加えていく。今の町の財政やいろいろな国や県のつながりの中で、我々が真剣になってあれだけの広大な山を守っていくというのには、まず人もいませんけれども、お金もないというのが偽らざる町の財政内容であります。これはどこの市町村も同じであると私は思うわけですが、そうした中で今、税の話がにわかに出てきているわけでもあります。本当にこの論議が、日本の上流域に位置する山村又は山や森林のために使われてくるような生き返ってくるような税になるというのは、私は過去20年間水源税の運動をしてきた中でほど遠いな、今山梨県でもこの騒ぎに火がついたけれども、ほど遠いなということが偽らざる私の心境でございます。そういうことを思う時に、私たちの町は残念ながら山を守り水をかん養する税は作れませんけれども、少なくともそれに一矢報いるために森林環境保全基金を打ち上げました。わずか一人千円。千円からスタートをして山へ目を向けて頂き、自分たちが生きていく命の水に、上流地域はもちろんですけれども、中流・下流地域も都市の皆さんもわかって頂くというために、いかにこの水の尊さをという中で私たちの町は先駆けて、この森林環境と保全のための、水源かん養のための基金条例を発足したわけでもあります。また後ほど中身についてはご説明申し上げます。

3番目の質問になりますが、今全国で森林環境水源税創設運動と言います、日本全国の3,200の自治体のうち900以上の自治体が結集してこの税金を作っていこう、国の税として組み立てていこうという運動が昨年からは始まりました。私はこれまでも水源税、水の尊さあるいは森林を守るための生き方の中で、やはり山村を守るための生き方として、地元でですね、そういう税をするべきだと、いろいろな意味を込めてするべきだという運動を早くから携わってましたので、その経過を申し上げてみたいと思います。皆さんは水源税という言葉は耳新しい言葉ではないと思います。この話題が出てきたのは1985年、今から約20年前に国の林野庁と建設省がこの水源税の創設に立ち上がりまして、それを提案して全国にこの名前がまず広がっていったのです。しかしこの運動は残念なことに、我々上流域に位置する人たちにとって、こぞって日本全国でこの運動が具体化することに賛成の運動を起こしたわけですが、残念なことに下流域の皆さんの、都市社会の皆さんの総反対にあって、わずか1~2年でこの水源税の創設運動が立ち消えになりました。それが1985年であります。それからまもなく先程植田先生のお話にもありましたけれども、和歌山県本宮町の中山町長さんという方が提唱をされて、1992年に森林交付税の創設運動が起こったわけでもあります。私たちの町にもこの発起人になってくれという参加の要請があり、私どもは賛同をして和歌山県本宮町に集まりました。全国から30町村の発起人の皆さんが集まって、森林交付税を水源税に変わって創設すべきだという運動の火がついたわけです。交付税と言えば皆さんお分かりのように、今三位一体改革の中で騒ぎをしている内容です。当然、それぞれの自治体がもっている交付税で山を守ったり、森林を作り上げたり、あるいは水のかん養のための特別の交付税を並行して創設すべきだという運動になったわけです。そして、今年の森林環境、これに変わるまでにその運動が行われてきて、なんと全国900の自治体がこの運動に加盟をしてきたわけでもあります。国の今の財政事情、三位一体改革の中で交付税問題を後退せざるを得なくなりまして、森林交付税創設運動を一応終止符を打って、それに変わる森林環境水源税の運動に今展開をしてきているのであります。今日にいたり私は最初からその運動に私どもの町は、こういう地域にありますから町でありますから当然のこととして、早い時期からこの運動を続けてきているわけですが、大変今となれば虚しさも感じます。それは何の理解も無くいつまでも運動していいのだろうか、どうなのだろうかという虚しさもあるわけです。そうはいたしましても、やはりこれからの大きな課題でありますし、私は水はただであって駄目だと、水はただのものではない。これを、ここのテーマにあるように、負担をする

のは誰かということと費用をどこで持つかという今日のテーマはまさにそのものだろうと思います。水も空気もただであってはならないという時代はもう人間言い続けて久しいわけであります。実際にこういうことを具体的に、山を守るための水をかん養するための費用は誰が出すのか、誰が負担していくのか、こういう究極の問題をやっぱり突き詰める中でも急がなければならない水に関する問題であろうと私は思います。

(早川)

続いて宮川会長にお話を伺いたいのですが、山梨日日新聞の「旬言」を読ませて頂きました。水源税の導入ということに非常に強く訴えておられます。次の世代のために我々が水を保全していくという責務があるということであります。そこで、行政、事業者、それから住民というものが負担していくべき役割とか連携のあり方とか、それから今日のテーマでもあります誰がどんな方法で費用負担をしていくべきか、というようなことを含めて水についてのお考えを頂きたいと思います。

(宮川)

私が申し上げるまでもなく、水は生命の源だという非常に貴重なお話を各先生方一同さられているわけでございます。そこで私は、今から750年前に永平寺を創設されました道元禪師が、永平寺にお参りをしてみればわかりますけれども、門前に石柱が2本建っています。そこに杓底一残水汲流千億人（しゃくていのいちざんすい ながれをくむせんおくにん）という文字が書かれています。これはやはり杓で水をとって、全部飲まなくて一滴でも杓の水を流して川下へ流せと、それはどういうことかと言えば、今から一千億人、無限の人たちがこれからその水を飲むんだという戒めをしているわけです。そういうことを今から750年前に道元禪師が今の世の中を予言をしているのです。その当時水なんていうものは、方々に流れて困っているものでありながら、その水でも杓ですくったら杓の底へ一滴の水を残してそれを後世に残しなさいと、これは全ての植物全部に言い伝われることであります。そういうことを考えて教えをしておりますから、やはり今人間は文明は、時代に沿って進展をしているわけですがけれども、人間の考え方というのは今から2500年前のことが基本で、時代時代にただその形の中で生きているといっても憚らないと私は思います。そこで先程言いましたように、私はよく言うのですけれども、水は無限であるというようなことを言っていますけれども、これは有限です。無限であるということは、人間の知恵だけは無限でありますからどんな知恵でもいくら使っても無限でありますけれども、使えば使うほど出ますけど、やはり水もある一定の溜まった水という形の中にあると思います。例えば山を見ても、山で降った水・雪が溜まって吸い取っているといいますけれども、私は専門家ではありませんが、おそらく山に降った水は下へ地へ降りてくるけれど、やがてまたその水は樹木によってまた水を吸い上げていると思う。それで山の木は育ち潤いがあるのですから、やはり水というものは尊いものであるということをして一人一人が自覚をしなければいけないと思います。そこで例えば、今ミネラルウォーターが少なくとも全国の約50%が山梨県から出ると言われております。台数にして毎日大型トラックで約200台の水がどんどん吸水されているのです。それで税金とかなんとかと言えば、それでは儲からない。税金とるなら儲からないと。儲からないことはしてもらわなくてもいいのです。穴を掘って水を出して、儲かる儲からないなんてことを論議する前に、山の水を掘るときにはこの水はどういうふうにして今ここにあるのかという形と、やはり水によって我々がどういう潤いを受けているのかということのを慎重に考えてもらわないといけない。それで私は県に強く訴えたいのは乱掘を防げと。ある程度の税金をとるという形になれば乱掘を防げるし、また一つの方法によって、それはなんらかの方法で代償を払ってもらうということは当然であると私は思います。

日本学術会議では、森林が一年間に果たす役割として、機能を全額金額にするとすれば、

日本全体で68兆円、国民一人あたり53万円の利益を受けている。山梨県では9,224億円ですから県民一人に対しては104万円の利益を県民一人一人に与えている。それは何かと言えば、今日はここに私の最も畏敬する山梨大学の鈴木先生も聴講しているんですけども、森林が果たしている役割というのは相当に我々に還元をしてくれている。その森林を守るには、県民一人一人が、山梨が恵まれているということは、この素晴らしい「山青く、水清く」という合い言葉ではありませんけれども、そういう形の中でもう一度山梨県民である以上山というものの森林というものを県民が親しく、振り返る必要があるかと思えます。ですから、税とかいろいろな方法は、専門家が、税理士会の会長もおりますけれども、皆さんが納得いく方法をしていけばよい。以上のようなことが非常に尊いことであろうと思えます。それで私たち来年は、中央会も50周年を迎えるわけであります。50周年を迎えるにあたって、やはり私たちは何をしようかということになれば、山に植林をすること、50周年を記念して1,000人くらい動員をして、これはまた県とか林業公社とかと話し合っただけの場所を借りますけれども、水源に近いところに自然の木を植えようと。ですから、昔みたいに針葉樹の杉とか檜ではなくて、やはり落葉樹のナラとかブナとかコナラというようなものの、そうすればこれから50年経った時に、毎年行って見てやせている所には肥やしをやり、枯れたものは植え替えをし、曲がった木には添え木をして守って行く、その心掛けがやはり中央会の向こう50年の歩みだと思えます。今日は芦川村の野田村長もここに見えていますけれども、今芦川の水は日本一の水の折り紙がつけられています。それは芦川の水質が良いということと芦川村民・先駆者が努力して、今芦川は100%の下水管理をしています。でありますから、やはり芦川が、上九一色村へその水をバトンタッチする時に、芦川から上九一色へ行った人、また上九一色の人には芦川からこんな素晴らしい水をももらったのだからこれを汚さずにして、また下九一色に流してやろうという気持ちも持たないとならないし、持たせる必要もあると思えます。そういう形の中で私たちはこれから残された人生次の世に、私たちはせめて生きる期間は50年か60年しか生きられないのですから、後はやはり今から何百年、何千年これから地球を守ってそれだけの住んでいる人が生きなければならない。そういうことを考えた時に、私に8歳の孫がいるのですけれども、私は今年77歳ですけれども、今から70年経ったときにうちの孫たちが本当に素晴らしいこの山梨県に生まれて良かったというような、空気と森林とそしてそういう環境を引き継げるかどうか、ということが大きな疑問をもっている形の中ですから、ミネラルウォーターばかりではなくて、やはり今森林を私たちがいかに自覚してこれを守って行くかという形の中に、皆さんに努力をして頂くようにお伝えを申し上げます。

(早川)

宮川会長からは、ふる里への強い思いというものを感じられますし、また我々が今まで経済という形ですごしているわけですけれども、そろそろ価値観の転換をしていかないといけない。先程植田先生から持続可能性というお話がありましたけれども、そういう持続可能性ということをやはり念頭においたあり方、生活のあり方というものを考えていかなければならないのかと感じたところです。それでは、続いて羽田さんの方からお話を伺いたいと思えます。羽田さんは税理士会の会長ということで、税の話をして少し伺いたいと思えます。高知県と岡山県では超過課税方式で森林環境税というものが導入をされております。本県では、法定外目的税としてミネラルウォーター税の検討が進められているところでありまして、一般論として税を導入する場合にどんなところに留意していかなければならないのか、ということをお話頂きたいと思えます。それから、税と税以外との手法の違いということも合わせてお話頂ければと思えます。

(羽田)

山梨県税理士会の羽田でございます。税理士という立場でここに参加させて頂いたわけですが、我々税理士は主にほとんどの税を取り扱っておりますが、印紙税とか登録免許税、自動車重量税とか、今話に出ています法定外普通税、法定外目的税というところは我々の扱う分野ではないのです。ですから、ここに参加するには非常に税理士の立場というものを理解して頂かなければいけないなど、それと私は富士吉田市の者ですから、この法定外目的税では富士河口湖町の遊漁税が上手く運用されている。神奈川県と山梨県で東京地方税理士会という組織になっておりまして、神奈川県では先程も出ましたけれども水源かん養税ですか、あるいはその前はJ R Aの場外馬券場に課税したいのだというようなものが出ていたようですけれども、そんなことで法定外目的税ということについては、あまり理解がなかったのですけれども、今回勉強させて頂きまして各地で色々な形で水源かん養税といいますか、そういう形のものの中で、高知県、鹿児島県、岡山県と鳥取県です。超過課税方式ということで、県民税の均等割の部分に上乗せするような形でスタートしているようです。各県とも上流域と下流域が同一の県内にあるものですから、スムーズにその点は進んでいるようです。ただ山梨の場合には、上流域が山梨で下流域が東京、神奈川、静岡という所までいっていますので、各県と同じようには進まないのかなと、そんなふうに思っておりますし、我々の周りを見回してみてもですね、環境日本一を目指しているという中で中央道で富士吉田線の方に入りますと、東の山も西の山も松が枯れて茶色になっているというふうな姿を見るとですね、このままで良いわけがないと思います。また富士北麓では今バナジウムということで、ミネラルウォーターが非常に注目されております。やはりかなりの量を県外の資本が入ってミネラルウォーターにボトリングしているということを聞いていますので、それと私の顧問先でもバナジウムが出るということで東京の業者に、そこはボトリングしていませんけれども、出荷しているところもあります。ですからこれからは、ミネラルウォーター税というものが頭に入ってくるし、また本年は平成15年4月に消費税が改正されまして、我々の所では商工会、商工会議所、青色申告会等を通じて消費税の個別相談なども行っているところがございますけれども、そんな中で納税者はどこにするのか、あるいはどのような形で課税標準を取っていくのかというふうなことがありますけれども、やはり山紫水明の山梨を子々孫々にまで残すには、こういうふうな形の議論を進めていかなければならないのかなと、そのように私は思っております。というのは、今までは水はただだという意識でいましたけれども、水道の水をひねって飲めるのは話の向きですと日本だけだというふうに聞いております。やはり、環境と健康というものを総合的に見ると、こういうふうな税の導入も必要なのかなと思っております。

(早川)

続きまして河西さんからお話を伺いたいのですが、河西さんも大月ということで、郡内地区にお住まいになっておられるのですが、桂川・相模川流域協議会とか大月森づくりの会というボランティア、NPOの活動を通じて環境保全に力を入れておられるわけでありまして。河西さんの環境保全の取り組みの基本的な考え方、活動の内容、それから特に下流域との連携というところが非常に大きな課題となっていると思います。その辺と水道料金の上乗せという方法が一つ税以外の費用負担のあり方としてあるわけですが、この辺についてもちょっと触れて頂きたいと思っております。

(河西)

環境保全に取り組んでいる基本的な考え方という中で、なぜ今回川の問題、桂川・相模川流域協議会、そして森林ボランティアの活動に取り組み始めたかという部分では、ちょうど私の住んでいる大月市が一番大きな水源が隣の都留市を流れている川から取水しているという事情があります。もともと自分が飲んでいる水がよその自治体の、ある意味汚れ

た水が入ってくる水源であるという事情がありまして、その水源を自分たちの地域で見ながら活動を始めたのです。最上流部にはゴルフ場ができ、途中の段階でリニアのトンネル工事がされという経過を経まして、それに対して、よその自治体からはなかなかものが言えないし、具体的にその保全活動にも関われないという事情がありまして、水の問題は一地方自治体が取り組むのではなくて、流域という観点で取り組んでいかなければならないという考え方があったものですから。桂川・相模川流域協議会という行政、事業者、市民の取り組みの一体となって取り組むという活動が始まった時に、業者の方から呼びかけがあった市民団体が、かなり本気になりましてアジェンダの策定という形には市民が最初から最後まで関わるのだと基本的な理念がなされたものですから、それで山梨県、神奈川県両県の市民が本気になって取り組んでいったという経過があります。そういう中で桂川・相模川流域協議会に取り組んだのですが、当然山梨県側の課題として1番大きな課題として、森というのがあります。桂川・相模川は神奈川県の大きな水源地域でもありますので、その水源地域の保全ということを見ると森のことを考えざるを得ない。そういう中で色々な事業をしてきたのですが、森の事業、イベント的に取り組んで植樹祭、間伐体験とかいうこともやってきたのですが、森林事業者からイベントに取り組んでもらうのは意識啓発・理解をしてもらうためには助かるけれど、本当の意味の山の保全にはならないよと、本当の意味での仕組みを考えていって欲しいとの投げかけなんかもされたものですから、そういうことに実際的に取り組むにはどうしたらいいのだろうかってことで、森に入って見ていくという行動で森づくり会を作りました。今2年半を経過しているのですが、その活動の中では地元の大月市民と地元の短大生を中心として、今連携が少しずつ始まりまして、周辺の他の大学にも少し波及し始めているのです。そういう学生と下流域の神奈川の住民がたまたま桂川・相模川流域協議会ということで関わっていたものですから、そこへ呼びかけたこともありまして、神奈川の県民が月2~3回活動しているのですが、そういう中で1回ないし2回継続して山梨の森の保全活動整備作業に汗をかきに来てくれています。下流域の連携という形もやってきているのですが、森に対してなぜ私たちが民有林の再生ということに取り組んだのかといいますと、やはり公的な森林はある意味税金からそれなりの補填がされて山の手入れも少しずつされてきていると思いますが、民有林は戦後一斉に植樹した後の人口林などは外材が導入されてから経済的に成り立たないという大きな課題が出てきてしまったものですから、お金にならない。むしろ持ち出しになってしまうという現状を抱えてしまうと手入れするどころか放置状態、そういう森林がかなり流域の周辺にも目立ちます。そこら辺に対して、じゃあボランティア活動で何ができるのかという部分では、非常に心もとない部分がありますが、まず森の中に入って見て、森の様子を知るところを外部に発信していくことも一つの重要な課題だと捉えていますので、まず現場体験、森に入ってみようというところから私たち始めました。そういう課程の中で一つ大きな課題として、森に対する勘違いが一般市民そして環境保全に取り組んでいる人たちの中にも大きくあるなという実感を持っております。というのは、これまで人間があまりにも関わりすぎた自然に対して、何も手を付けるべきでは無いという考え方があります。しかし、日本の森林、特に里山と言われている山は、これまで長い経過を経て手を入れ続けてきて、そして良いバランスを作りながら人間と自然環境との関係性が築きあげられてきた経緯があると思いますが、それが戦後急激に経済性の部分で放置状態になってしまった。そういう中からさまざまな問題が生じていますので、人間がやはり手を入れるべきところ、開発オンリーということではなくて山の保全という形で手を入れていくべき、そういう必要性が今非常に生じてきている、そういう段階ではないかと思います。植樹は戦後一斉に拡大造林などという形でされましたが、その後の手入れがろくにされていない現状です。これは日本全国色々な山であります。水害などで土砂崩れが起きているような、写真など見ますと、だいたい人工林が手入れ不足でほとんど間伐されないままで放置された山が土砂崩れを起こしているという結果なんかが結構日本全国で生じています。これは山梨の山に

とっても非常に大きな課題だと思っています。一方で、環境保護の観点から、人工林とか針葉樹林はいらないという考え方も出てきていますが、そこら辺も全て広葉樹に戻していけばいいのだとかなり短絡的な形でいわれる場合もありますが、これからの森林を考えていく時に特に日本の場合は木材の文化というものをずっと長いこと培ってきました。そういう中で森林資源として、まさに木材は適正な形で適正に手当てされれば非常に循環型社会にぴったりくる資源ではないかと考えてます。それが戦後おかしな形でお金のことで狂っていった経過があります。これから森林資源を考えていく時には木材、バイオマス、そして森林保全・森林整備、この3つのバランスを適正に保っていくことが必要なのではないかと考えております。ここの部分が割と一般的に勘違いされてきているのではないかなというのは、森に入り始めて感じました。そういう中で、森に手入れをすべきだ、今必要としているという部分で考えていくと森の手入れに非常にお金がかかる形です。そうした時にどういう仕組みが必要なのか、そこら辺を自分たちなりに、市民たちでも考えてみようということでも私たち取り組んでいます。その費用を、特に民有林などの再生に対しては誰が費用を負担していくのか、先程公益的機能の重要性が指摘されましたが、そういうものを含めて受益者というのは非常に幅広い受益者もありますし、狭い意味での受益者にもなりますが、そういう時に費用負担の問題は非常に重要な問題だととらえています。

今回のミネラルウォーター税についてこの場で色々な議論をされるとのことなんですが、森の手入れは必要に迫られているということは、実際に森の実状を知って頂ければ、納得して頂けると思うのです。今の現状で水量とか水質に対して、今の段階では大丈夫だという考え方もありますが、そこら辺も私は疑問を感じています。名水百選などと言われている所も本当の意味で精密に調査すれば、かなりの汚染状況も抱えたりしているということも聞いておりますし、そういう意味では水質の面でも、今山梨県はこれだけミネラルウォーター全国50%のシェアを抱えているということですが、本当に安心してミネラルウォーターとして売っていくためには、これからは水質についても、そして水量についても手当てをしていかなければ、これまでは大丈夫だったけれどもこれからはどうなのだろうという非常に不安を感じております。そうした時に1つの考え方なのですが、これからは企業なんかもそういうことに率先して取り組んでいくという観点を示すことによって、安心した商品が売れるという考え方にもなると思います。税として導入するのは適切かどうかというのはまだいろいろ議論される余地があると思いますが、水源地域を、ミネラルウォーターをある程度産出していくためにも、水源としての手当てをきちんとしていかなければいけない段階にきている。そのためには費用がかかる。その費用負担をきちんと皆で議論して納得のいく形で手当てをしていくべきだということを考えております。

一方で、ミネラルウォーターの税的な考え方もありますが、早川町のように基金的な形でもっと幅広くいろいろな形で森へ投入する、そういう形の費用負担を考えていくことも必要なのかなとも考えております。というのは、先程の受益者、幅広い受益者の人たちに対して税としてかけていくのが適切なのか、それとも自発的に拠出していくお金で手当てしていくかなど、そういうことももっと幅広い議論を呼んで考えていかなければいけないと思います。水質水量のことを考えてもミネラルウォーターだけでいいとも思いませんし、IT産業など多量に水を使うところに対しても税というものが馴染まなければ別の形での費用負担を考えて頂くことなんかも、市民感覚からすれば当たり前のことではないかなとも思っております。

下流域との連携のお話なのですが、今先程の水源税のお話が神奈川県の方では結構何年かかけて議論されてきています。もともとは水源税というよりか産業を創設していくための税として考えられてきた経緯もあるようなのですが、今は水源税という形で内容的にはちょっと縮小した部分もありますが、実際的に水源地域として森へその費用をかけていくというところへと見直されてきているという話を神奈川の県民から聞いております。神奈

川の水源税などは、もっと山梨県民とも一緒になって連携しながら最終的には作りあげていく、そういう税ではないかと思っております。県境を越えるという部分では、税金の考え方、特に地方税、非常に難しい部分があるかもしれません。しかし、これからは上流下流と連携しながら物事を進めていく流域的な考え方で環境というのは考えていかなければならないと思っておりますので、水源税についてもそういう考え方をきちんと打ち出していくべきではないかと思っております。水道料金の上乗せということに関しては、水道料金は、非常に良い水を飲んでいる地域の方が安い水道料金という設定がされていますので、非常に難しい問題があるかなと思っております。これはかなり市民の人たちの議論をもう1回呼び起こさなければと思います。

(早川)

河西さんのお話の中にも、費用負担をきちっとしていかなければ守れないのではないかな。そのためには、上流域・下流域含めて連携をとって議論していかなければならないのではないかなというお話がありました。また、費用負担のあり方も、直接的に受益者負担だとか原因者負担という考え方もあるけれども、もう少し幅広くとるという考え方もある。また、税という形で、財源を確保する方法もあるけれども、もう少し市民等の自発的な考え方を取り入れて、基金であるとか、協力金とか寄付金であるというような税以外の考え方もあるのではないかなというお話がありました。もう少し具体的に山梨県として財源を確保していく時に、どうしたらいいのかという議論を深めていきたいと思っております。最初に税以外の問題として、早川町で基金も設立しておりますので、基金とそれから水道料金の上乗せという問題も既に豊田市では実行しております。神奈川の水源になっているのは山梨県の水が行っているわけで、神奈川との連携の中で水道料金をどうするかという問題もありますし、そこには色々な課題もあるということです。この2点について議論を進めていきたいと思っております。まず基金の点ですけれども、早川町では、基金を導入しています。これにはかなり課題があるのではないかなと思うわけです。限界もあるのではないかなと思っております。その点についてお話を頂けたらと思っております。

(辻)

町が創設した森林環境保全基金の内容ですけれども、先程も申し上げましたように、私は税をかけるということがもっとも正しいことだと思います。そして、どういうふうにかけるかということにはいろいろ議論があると思うのですけれども、細かい話もあると思いますが、やはり国民に等しく、これだけ水と森の問題が話題になってきているので、国民が等しく、これに向かって税として国が位置づけるべきだということを我々の運動は最初から呼びかけているわけです。超過課税とかミネラルウォーター税の問題もあるわけですが、とりあえずそういう大きな目標に向かって私どもは訴え続けているのです。町が基金を作ったわけですが、はっきり申し上げまして、先程の法定外目的税の創設のような話題も規制緩和で出ておりますけれども、とても我々のああいいう地域で法定外目的税として課税をしたら大変な努力もしていかなければならないし、それには時間がかかりますので、当面基金を、広く森林と水、こういうテーマに関心を持って頂いて基金で補いをしていこうということです。先程言われたように放置された民有林などの手当てをしていくということ、山は放っておけば雨が降って水を吸って木が育つなんてことは大間違いです。手入れをして良い木を育てて、育った木をまた切って、そこへまた苗木を植えてその造成をしながらという循環の中で、私は健全な山が、森林が育つということを山に生きる者として感じているわけです。それをささやかな基金の中で手当てをしていきたい。町民はもちろんですが、早川町に関わっている人、早川町を知っている人、そしてこの趣旨に賛同できる人たちに一人でも多くの人たちに、一口千円ですけれども、何口応援してくれてもかまわないと思っております。これを基金化して、翌年にこの基金のうち半分を山へ返

していきながら、しかも同じだけのものを町の予算の中で基金へ積み立てていきながら、皆さんが協力して頂いたお金の、それだけを使おうというわけではなくて、町の予算もそれに併せて積み立てていきながらそれを循環しながら山へ返して行こう、あらゆる山のその枝打ちだとか、間伐だとか、あるいは造林だとか、こういうことの中で放置されている山へ手を付けようという考え方の中で毎年毎年繰り返しながらいこうと思っております。4月に条例化をしたわけでありまして、また基金の募集は8月からしたわけでありまして。大きな企業へは今のところお願いはしていませんし、やはり一人一人の意識の中でどのくらいこの基金が集まるかというのは、最初の年にしたいへん私自身来年の3月まで関心を持って対応していこうと思うわけでありまして。やはりこういう訴え方を山村の立場でしていくことがこれからの資源を考えるもことになる、そういうきっかけになればと思っております。なお、水と森林を守るための問題というのは、とりも直さず今疲弊している山村を活性化させることにつながっていくわけです。日本の国土の半分が山を持って過疎に悩んでいるという地域です。なんとそこには1億2500万人の人口の800万人も住んでいないような国土の半分に近いところがあります。そこが水をかん養したり、水を下流に与えたり、そして自然の空気を作り上げたり、森は生きているわけです。これを守りきっていくという考え方が国をあげてなかったら私はもう日本の国土は崩壊していくと思います。先の台風を見てください。今年日本へ10の台風が襲来しています。全てその原因は上流域です。上流域の崩壊に始まって下流域へ及んでいるというのは、少なくとも放置している手をつけられない現状からこういう被害が拡大しているということは、私は山村を守っていく、山を守っていく、森林を守っていく、水を育てていくという国民的合意がそこにはない。そして予算が財源が投入されないところに私は問題があると思います。

(早川)

辻町長の方からは、1985年に水源税という話が出た。その後に森林交付税という展開もあった。運動を続けてきたけれどもなかなかその成果が出てこない、国民の関心が集まらない、というところで立ち切れになってきたという中で、早川町として過疎の小さい町でありますけれども、そこから基金という形で全国に山に関心を持ってもらって水源の保全をして欲しいと訴えるということで基金を立ち上げたということでありまして。水の問題を考える時に、ビジョンの共有ということが重要になってくるというお話をさせて頂きましたけれども、いよいよ機は熟してきているのではないかと、皆さんの関心が非常に環境問題だとか健康だとか安全というところにきておりますから機は熟してきている。そろそろものにしていかなければいけない時期かもしれません。山の問題を考えた時に、戦後山の木を切ったのです。それを復興資源としてみんな使ったのです。山が坊主になりましたから木を植えなければならない、早く緑を回復しなければならないということで、山梨では、カラマツを植えたのです。これは、成長が早いというわけです。県の分布を見てますとカラマツ林が非常に多いという結果になってきているのです。ところが山に成木が無いわけですから、林業の加工業が育ってない。それから販売するというマーケティングのところも必要なかった。成木が無いのですから。その間に外材に取られたわけです。今、材木の価格というのは、外材は安く国産材が高いとみんな思っているようですが、そうではなくて国産材の方が安くても売れない。売れる市場が既に外材に取られてしまっているのです。ですから山を守るという時に植林、育林も必要ですけれども、加工販売というところをどうするか、そこを考えないと循環しないのです。そういう問題の一つはあるわけです。今の基金の件につきまして、どなたかこういうやり方があればもっと上手くいくのではないかとアドバイスがあれば頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

(河西)

これは現実にも今生活クラブという生協で行っておりますが、山梨のまさにミネラルウォーターとクレソンという形でその販売に関して、その販売価格の一部を基金的に積みたてという形でさきやかですが現実にもう何年か行ってきています。残念ながらそれをきちんと森に返す、水源地域に返すという返す仕組みが作られていませんのであまり効果としては発揮していないのですが。その基金は制度として作ったものですから徐々に積み上がっているはずですが。基金的なものを作った以上、使い道ですね、きちんと森へ返す、森が再生していくために使うということがはっきり作られないと空回りしていくのかなという危険性もあります。

(早川)

この基金というのは、なかなか税収からいうと大変小さなものになるのではないかと思います。1つはやはり先程植田先生が政策的手段としての効果と財源を確保する手段としての費用負担のあり方というお話がありました。どちらかというところ、この基金というようなものは政策的な効果を狙うというところに重点を置いて展開するということになるかと思えます。

(植田)

感じたことですが、森林の公益的機能というのは多面的でかつ極めて重要ですが、その維持にかかる費用は極めて大きいのではないかと思います。ですからここで議論している基金にしるあるいは税にしる、実は森林の公益的機能を維持するためにかかる費用からするとごく一部しか形成しないということ認識しておく必要があると思えます。つまり、基金とか今考えている税で全てが解決するかなのような問題では全然ない。非常に大きな問題、先程町長さんもおっしゃられた通りだと思います。そうすると、税にしる基金にしる、そういう大きな枠組みとの関連でどういうふうな位置づけを与えるかということを確認する必要があります。それは使途ということとも関係しますが、山梨県でどのようになっているかは詳しく私は知りませんが、しかし多くのところで森林の公益的機能の維持のためにいろいろな補助金とか、あるいは林業振興に関わってお金が使われているケースが多いと思われそうですが、そういうものとどういう連携を持ちながら有効に活用されるかということやはり留意しておく必要があるということが1点。

それから、税と基金の関係は重要でまたこれは面白い問題だと思います。基金の特徴というのはやはり基金にしたいという自発的なものがやはり含まれているということが大変重要かと思えます。ですから本当なら森林維持のためにお金を使ってほしいから税金をそういうものを使ってほしいのだけれど、今そういう税がない、仕方がないから自分が基金を出すとそういう面もあるのです。論理的に考えると、基金に出したお金というのは税から控除してもらおうとか、本当はそういうことがあってもいいわけで、もしそういうふうになると、税の方も当然考えるようになる面があるかと思えます。本当は税と基金の間でそれこそ上手に連携調整関係を作れるということになると意味があるのではないかと思います。

もう一つの連携問題というのは、長らく森林交付税とか、あるいは全国的な森林環境水源税という議論があって、国税として、国として責任を持ってやるべきだという議論も一方であります。それにも一理ある面もありますけれども、国と地方でやることとの連携関係問題、これも大きな問題になるかと思えます。私自身、地方でこういう地域の環境資源を守り、サステナブルユースのための議論とそのための仕組みとしての税が出てくる、基金があるいは議論が出てくるということは国に対しても大きな意味を持っていると思えますので、意義はある。こういうふうに理解をしているところでございます。

(早川)

基金の問題について議論をし始めるととても時間が無くなってしまおうと思います。基金の問題とか水道料金の問題についても、山梨県の場合非常に難しい問題があると思うのです。県内の水道料金に上乘せをしたとき、下流域圏の県の人たちの負担をどうするかという問題があって、どうも山梨県という行政の区画の中だけではどうも収まらないということです。流域との連携をしながら議論を進めていかなければならないところがあるのではないかと思います。それで、税の話にも入っていきたいと思いますけれども、まず森林環境税という、まさに広く薄く超過課税でかけていくというやり方が既に高知県や岡山県で導入されております。それから、鳥取、鹿児島、神奈川などでも検討されていますし、県の単位ではなく町の単位でも検討しているところがあるというふうに聞いております。この超過課税ということについて、羽田さんもう少し詳しく山梨に導入するとしましてどういうふうに考えていったらいいかという点をお話頂きたいと思います。

(羽田)

植田先生が言いました基金への支出についての税額控除ですが、これは今年から始まった電子申告というものの普及のために、電子申告した人に韓国では日本円で一人二千元ですか、それから取り扱った会計事務所には千円という控除があるのです。その話を国税局へ話をしたのですけれども、電子申告と紙の申告とどういうふうに違うのですかと。それと、電子申告したのが適正かどうかわからないという答弁なのです。普及をしようということで提案しているのですけれども、それでもこれだけ温度差があるのでちょっと難しいのではないかという気がしました。それと地方税の均等割に超過課税すると、各県では均等割1,000円にプラス300円~500円くらいということで考えておられるようではありますが、広く薄くという意味では可能かと思えます。けれども、社会保障費とかいろいろなものがみんな上がる中で、景気も余りよくないという状況を考えると、その負担がいいのかどうかと思うのです。ですから行財政改革というのですか、そういうものも真剣に考えて、そちらの方に回す税金を考えるとということの方が私は必要かと思えます。ニュージーランドでは3,000人いた役所がなんと残った人は60人だったそうです。2,940人はリストラされた。役所はできることしかやらないよ、あとは規制緩和で民間でやってくれというところまでやった国もあるわけです。もう少し真剣にその辺も考える必要もあるのかなと私は思っております。

(早川)

羽田さんから超過課税についてのお考え方が示されましたけれども、この点について河西さんはどうでしょうか。

(河西)

直接の答えとはちょっと違うのですが、税をかけていくということと森を手当てしていくということと税金とかいろいろな形で投入するだけではなくて、森からお金を生み出す仕組みも今きちんとやっていかなければいけないのではないかと思います。先程の木材の部分でちょっと触れましたけれど、今外材の導入で国産材はほとんど成り立ちにくい形ができています。山梨県は県有林をFSCの認証取得をした、全部していることで非常に注目をあびましたが、FSCの認証取得した森から生み出す木がどのように木材として流れているかを考えると、三つの木材団地というのを国、県、市町村の税金を投入した形で、拠点を作って製材市場という形で作っているにも関わらず、県有林の木がスムーズにそこを經由していかないという実状なんかも聞いております。というのはまさに、仕組みが悪いのであって、本来、県有林の木をそういう形で拠点に集めてきちっと流していくという形で、税金も投入してそういう拠点を作ったのにも関わらず、どういふわけか他のルートに流れていって、山梨県の木が木曽檜になってみたり、他の地域の名木になって売られて

いるという現状なんかもあると聞いています。もっとそこら辺の仕組みをきちんと改革していくべきだと思いますし、県の公共の建物の建築などには、当然ながら県有林の木、そういうものを率先して使うべきだと思うのですが、残念ながら今公的な建物に対してかなりの外材が投入されていると思います。そういうところをきちっと県産材を使っていく、少なくともそういう形で取り組みを優先してやっていくということなんか、森からお金を生み出すことにもつながると思いますので、課税ということと合わせてそういうことをきちんとしていかなければならないと思っています。

(早川)

時間も随分経過していますので、もう一点の法定外目的税であるミネラルウォーター税について議論をしたいと思います。宮川会長は、山梨日日新聞の「旬言」の中でも書いてありますが、法定外目的税の導入についてお話をいただけますか。

(宮川)

私は、ミネラルウォーター税、税を取るということは非常に難しい問題で、掘削しているものに税をかけるということになれば、各工場なんかでも掘削して地下用水を上げているわけですね。ミネラルウォーター税という形よりも、今からは噂によれば、また郡内に大手メーカーが来ていると。そして富士山に穴を開けて、地下水を吸い上げるということですから。やはりそういうことをする前に、地下水を県でも規制をする法律を作ってもらって、それから税金はミネラルウォーター税というか、地下水税というか、早く言えばポンプ一本、水の容量によって税金をとるとか、そういう方法だと思います。ただミネラルウォーター税ということになると、税の不公平などが問題になる。一般の工場で一日に吸い上げている用水にただかと、こういうことになりますから、非常に難しいと思います。その点は、税の関係ですから広く意見を聞いてやっていった方がいいのではないかと思います。

(早川)

法定外目的税の問題を考える時にどうしても一つ引っかかることは、表流水には水利権というものがあるわけです。ところが地下水にはそういう法律は今ない。地下水は誰のものかというのが明確にされていない。井戸が確保できれば、そこからいくら取水しても一向に問題は出てこないという状況にあるわけです。ここが一点大きな問題だろうと思います。山梨県の場合は生活用水の7割が地下水なのです。我々山梨県には表流水、見える水というのは非常に少ないのです。地下水が非常に豊富なのです。ということで、地下水というものをどう考えていくかということも大きな課題になってくるのではないかと思います。植田先生の方でこの法定外目的税について、山梨県が導入するという準備を進めているわけですが、その辺について最初の御講義の中でお話が頂けなかったので、少し頂戴したいと思います。

(植田)

私のレジュメにもちょっと書いておりましたが、法定外目的税というものを考えた時に、それは総務省が同意をする要件というのがございまして、その要件を満たすかどうかというのが一つのわかりやすい基準ということになるかと思います。三つありまして、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重になること、これは無いわけです。課税標準を同じくするものはないのですから。地方団体間における物の流通に非常に障害を与えること、それから国の経済施策に照らして適当でないこと、そういう不同意要件の観点からするとあまり問題はない、というふうには言えるのではないかと思います。ただ先程もご議論ありましたように、たしかにミネラルウォーター

一税が何を目的にしたどういう税かということをはっきりさせていく、そしてそれはやはり納税者並び県民に明快な理解を得ることが税の基本になります。その場合に私の今日の話から言えば、地下水という環境資源の総合的管理の仕組みとか、サステナブルユースのための、地下水のためですね、総合的管理の仕組みというもののの中にこのミネラルウォーター税がどういう位置づけが与えられるかということをやはり明確にすることが大変重要かと思えます。今伺いますと生活用水の7割が地下水に依存しているということなので、大変決定的に重要な水になっているという面を持っていると思いますので、今後その地下水が、本来公水とか、公の水的なものであるにも関わらず、私的にいくら利用しようと自由であるという今の仕組み、それ自体が大きな問題を持っていて矛盾を持っている面を持っていると思うのです。ましてミネラルウォーターという形で、多分山梨でとられる水というものがミネラルウォーターとして大いに価値を持っているとなっているわけです。やはり一般的な生活用水としての利用を越えた、特別の利益が発生しているということが、事実としてあるのではないかということと思われるわけです。そういう点で、課税というのはそれなりの根拠を持っているものだと思いますが、それもあくまでも地下水の総合的管理の中に明快に位置付けられて初めて明確な位置づけを与えられる、そういう性格のものではないかなと理解しております。

(早川)

先生方に何かご質問があれば頂戴をしたいと思います。どなたかご質問ございますか。

(会場からの質問)

主には植田先生にお聞きしたいのですが、水と森林に関して、水に対して税金をかけて森に使おうということで、直接それが森の維持管理等に投資される面と、もう一つは政策的な面ということの両面の効果があると指摘されました。外部刺激としての政策的効果について、ミネラルウォーター税と水道料金上乘せ型、一般税への超過型課税という三つの場合について、それぞれどういう外部的な効果が直接森林に投資するではなくて、どういう外部的な効果があるのかということについて考えられるのか、三つの方式それぞれについて何か指摘していただければお聞かせください。

(植田)

誤解無きよう申し上げておきたいのですが、私が申し上げた環境税の二重の性格という意味、財源調達と租税を政策の手段として活用するという、よくインセンティブと財源調達というふうに言われているものですね。ですから実際の税のいろいろな場面でみると、ある費用がかかるから、それを調達するというだけの場合も多いわけでありまして。だから実際の政策手段として、なにか動機づけを与えるという性格を持たない税というものもちろんありうるのです。それは最初にちょっと申し上げておきたいのです。それから全ての関連でいくと、まず私が申し上げたのは、地下水というものについてのサステナブルユース・総合的管理の仕組みというのはいはる。と同時に、総じて地下水というのは、水というのは、森と一体性、連動性を持っている。全面的な完全な一体ではないですけども、関わりも深いのです。地下水は地下水での保全の仕組みを持つと同時に、その保全の仕組みの一環の中に、森林の水源かん養機能を培養するという、そういう必要があることもまた事実なのです。それからもう少し言うと、森林自体を保全するという必要も別途あるわけです。本来、森林環境税という議論は、実は例えば水道の上乗せでやるという議論は、僕はあまり賛成しないのです。なぜかということ、それは森林の機能が水道だけで補足できるという議論になっている。それはある程度はそういう面があるのではないかと聞かれたらそうなので、そこが最初私が申し上げたような意味で、税というのは理論的に考えてすっきりさせるというのが一方であると同時に、実際はどうなのだという実務的なこと

を考えていくと、100%の割り切りというようなことは簡単にはいかないもので、制度的に作っていくときに、どういうふうに作っていくかという問題が残るといふ、そういう面があるかと思えます。ですので、水道でいくと、森林の機能を水道が全部代理しようとして帰着しているという理解をするということなので、それが本当にそうかという問題があるのではないかということです。もちろん均等割による超過課税でやると、これはいわゆる広く薄くなります。私の意見は仮にそういうふうにするなら、納税者みんなが森林に関われるという状況をつくるべきだということかと思えます。それで私は、参加型税制ということをやっている、こういうことです。そういうものがないまま単に上乗せしただけだと。こういうことだと、影響としても逆進的ですし、必ずしも望ましいとは言えないかもしれません。同じ税でもその税を使うという場面で、その場面が森林の保全とか、森林の維持管理への参加ということ、あるいはその決定に関わるといふことで結びついて、その税が活用された時には意味をもつけけれども、そうでない単に上乗せしただけだと、単に取っているだけです。そういうふうになったらまずいのではないかと。逆に言うと、今日全体つら抜いて、パネリストのみなさんがおっしゃっていたように、森林とか水の大切さみたいなものが認識されるということ、あるいはそれに関わってくるという経路が増える、チャンネルがふえるということ、そういうことが税制を作っていくこととの関わりで増えていくということが重要ではないかと思えます。ですから逆に言うとミネラルウォーター税は、地下水の総合的管理とサステナブルユースの観点からは、すごくある意味は明快な税という面を一面で持っているのですが、しかし、その観点で財源の一部が、水源かん養機能という造成に使われるといふのも、それは安定した産業活動とか、生活基盤としての地下水利用を安定的にするといふかん養機能が増えれば、それが増えるといふ関係がもしあるとしたら、そういう面を持っているといふことで意味を持っているといふことです。しかし、逆にミネラルウォーター税といふのは、用途としてそれだけを念頭においていますから、その面で参加型税制的な観点からいふと、まだ不足な点が残っているのではないかということなので、これは一つの考え方なのですが、さっき中間報告の時に私申し上げたのですが、山梨が持っている環境資源をもう少しトータルに見た時に、どういう環境税体系のもとでの環境資源の総合的なサステナブルユースみたいなものを実現していくかといふ、そういう議論の中に位置づけた方がいいのではないかと、私自身はそういう考えを持っております。

(会場からの質問)

日本ミネラルウォーター協会の白簾です。植田先生に質問します。先ほど植田先生はミネラルウォーター業界には特別な受益があるとおっしゃいましたが、その具体的根拠をあげてください。次に、宮川会長さんにお伺いします。工業用地下水取水量でいえばミネラルウォーター業界は山梨県全体の2%。他の業界は、たとえば電子機械器具製造業は全体の約30%の取水量です。これをどう思われますか。

(宮川)

ミネラルウォーター税うんぬんではなくて、以前からサントリーも来て、いろいろ論議をしたのです。今いたるところ、富士なんか乱掘しているのですよ。例えば白州がいいとか、そういうところへ集中しているのですよ。だけれど、ミネラルウォーターを永遠に取りたいとすれば、ある程度規制しないとイケない。穴を掘るといっても、水が上から雨が降ったり、雪が降ったりして溜まる水ではなくて、やはり水は埋蔵されていると思えます。だからやはりそういうことをする場合には、やはり県としても乱掘を防ぐためには何かの方法で規制すべきだと。規制するといふことは、ミネラルウォーター税をとるのもいいけれども、そういう心配をしているのです。今は山梨県から一日にトラック200台、あなたの方何年続くと思えますか、永遠に続くと思っていますか。みなさんが山梨が良いって山

梨に集中すれば、おそらく2、3年経てばもう水が出なくなってしまう。皆さんだって、商売していくのに途中で山梨から引退していかなければならない、撤退しなければならぬというような状況が心配される。どうせ皆さんがやる以上は、皆さんが安定してやはりそういう形のなかで、ミネラルウォーターの採取を商売としてやっていける。そしてやはりそういう方向にはある程度の規制をかけたほうがいいという考えです。

(会場からの質問)

山梨の水を守るためには森林保全への県民意識醸成が必要とのご意見でしたが、ミネラルウォーター税だけでは県民意識醸成には不十分だと思いますが、どのようにお考えになりますか。

(宮川)

だから先程私言ったように、例えば甲府盆地は、下に水が溜まって、そういう形の中にある。だからある程度その使ったものを、ある程度戻しているのですよ、工場などでは。何かの形の中で一つの方法は、例えば甲府盆地は今言った通り、ほとんど水道が使えないから、どうしても地下水を使ってそういう方法をしている。そういうことですがけれども、ただ私はミネラルウォーターは甲府盆地ではないのです。みんな山岳地帯で取っている。そこの下へ自然に降りてくる水でなくて、もう山からの途中で、早く言えば、人体から血液を注射で取るような形の中で今水を採取していると思いますから、そういうことを防ぐべきだと、こういう話です。

(早川)

それから数字の話ですが、今工業用水がご質問の中で非常に増えているというようなお話がありましたけれども、これは県の統計で、企画課からの資料ですけれども、これを見ますと、工業用水は平成6年をピークに下がっているのです。これは今宮川会長がお話したように、回収率が今65%くらいになってきています。ですから、吸い上げた水を65%また還元して使っていると、こういうことなのです。使用量は一時ずっと伸びましたけれど、今ずっと下がってきておまして、単位は千m3ですが、今のところ平成14年時点で58,394、単位が千m3です。このくらいの使用量になっている。ピーク時、平成6年くらいがピークだったのですが、69,415千m3です。ですから回収率が上がってだんだん工業用水の使用量というのは落ちてきているというのが実体です。その辺はちょっとご理解を頂きたいと思います。

(植田)

私はミネラルウォーター税ということも含めて、今日議論したような意味で、水とか森林への関心とかを持っていくという点で言うと、十分なものだとはとても思いませんけれども、しかし意義はそれなりにあるのではないかと思います。これはもう実際こういう議論が出てくる中で、それに関わっての議論が非常に活発に行われること自体が、大きな意味を持っているわけです。その地下水を利用するというのは、勝手に自由にやってよいものではないということが非常にはっきりしています。これはすごく大きな意味を持っている。地下水というのはみんなにとって共同な資産ですから、その資産はある大きなマネージメントのルールのもとで活用すると、そういうふうになるべきであるというのが一番基本の点だと思います。その一番のわかりやすい方法の一つが、一種の環境資産税・環境資源税的なものであるかと思っています。税というのは一つの情報を発信します。税をきちっとするためには、税がきちっとかけられるための課税情報が必要になります。そういう意味でも総合的な管理の中に明確に位置づけられると、こういうことがあるかと思っています。そういう点で私自身は総合的な地下水の管理システムというものを構築する中に、この税は

位置づけられるべき性格を持っているということだと思っております。その中にIT産業だとか、他の用途がどういう位置付けが与えられるべきか、これは例えば山梨県地下水利用協議会というようなものをみんなで作って、どういうふうにサステナブルユースを実現させていくのかそういうことをよく考えていかなければいけないのではないのでしょうか。それを作って、その中にどういう税の仕組みなんかをどういうふうに入れるか。これは生活の利用と区別した必要があると思っておりますので、そのあたり大いに検討していくテーマと思います。

(早川)

時間も大分経過しましたので、この辺で閉めたいと思います。活発なご質問を頂戴してありがとうございました。今日のお話の中で、森林とか水というものを公益材として考えていかなければならない、そのためには県民や下流域の皆さんにもご理解頂くということが重要だろうと思っております。たまたま熊本県では、熊本市と周辺の16市町村で地下水総合保全計画というものを作っているのです。それで、かん養量がどうであるかとか採取量がどうかというような調査をしています。その中で85年くらいのレベルに戻していきたいということを目指して、地下水保全指針というのを作られているというような情報がございます。山梨県では今観測をするための井戸が11カ所に14本掘られているだけです。公的な観測井戸が。地下水の観測の、民間の井戸で情報を出していただければ、県内の水のかん養状況がどのくらいになっているかというようなことが掴めるわけですが、民間がなかなか企業秘密等もあって、データがなかなか出てこないという実体のございます。とにかく今日のお話にありまして、総合的に水の政策、水源の管理をするというような体系を作って、その中で税の問題、費用負担の問題も考えていくということが重要になってくるのではないかと感じた次第でございます。今日は長時間に渡りまして、聴講して頂きありがとうございました。